

●香川県広域水道企業団告示第3号

令和4年度の香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の予算について、次とおり令和4年2月10日香川県広域水道企業団議会の議決を経た。

令和4年2月18日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

## 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	435,277戸
(2)	年間総給水量	124,613,990m <sup>3</sup>
(3)	1日平均給水量	341,408m <sup>3</sup>
(4)	主な建設改良事業	広域水道施設整備事業 2,164,917千円
		経年施設更新整備事業 10,200,415千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		24,007,016千円
第1項 営業収益		21,882,325千円
第2項 営業外収益		2,124,620千円
第3項 特別利益		71千円
	支	出
第1款 水道事業費用		22,914,164千円
第1項 営業費用		21,583,235千円

第2項 営業外費用	1,267,317千円
第3項 特別損失	13,612千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,580,877千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		5,800,907千円
第1項 企業債		3,896,500千円
第2項 出資金		417,524千円
第3項 補助金		1,057,138千円
第4項 負担金		427,695千円
第5項 加入金		2,050千円
	支	出
第1款 水道事業資本的支出		19,381,784千円
第1項 建設改良費		15,531,951千円
第2項 企業債償還金		3,629,896千円
第3項 他団体借入金償還金		4,820千円
第4項 基金造成費		10千円
第5項 補助金返還金		175,107千円
第6項 予備費		40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
水道料金等コンビニエンスストア 料金収納事務	令和5年度 ～ 令和9年度	126,287
水道料金等クレジット納付	令和5年度 ～ 令和9年度	365,000
検針・滞納整理等業務委託 (高松・東讃・小豆ブロック)	令和5年度 ～ 令和9年度	2,115,000
検針・滞納整理等業務委託 (中讃ブロック)	令和5年度 ～ 令和9年度	1,115,000
検針・滞納整理等業務委託 (西讃ブロック)	令和5年度 ～ 令和9年度	1,090,000
ネットワーク基盤整備	令和5年度 ～ 令和9年度	212,105
情報システム基盤整備	令和5年度 ～ 令和9年度	463,095
業務用プリンタ借入	令和5年度 ～ 令和9年度	26,090
肥土山浄水場更新工事	令和5年度 ～ 令和9年度	3,321,000

浄水施設等運転管理・ 維持管理業務委託	令和5年度 令和9年度	5,012,360
東部浅野線（第3工区） 導水管新設工事（推進工）	令和5年度	160,000
新岡本線（第4工区-1）新志度線 （第1工区-1）送水管外新設工事	令和5年度	160,850
綾南浄水場 中央監視設備更新工事	令和5年度 令和6年度	396,000
三豊地区 浄水場運転監視業務	令和5年度 令和7年度	137,085
広域送水管管理センター 公用車リース3台	令和5年度 令和10年度	9,000
中部浄水場 中央監視制御設備修繕工事	令和5年度	55,760
西部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	4,000
中部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	2,800
綾川浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	7,000
東部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	5,000

中部浄水系上工水管路事 維持修繕工	令和5年度	4,000
綾川浄水系上工水管路事 維持修繕工	令和5年度	7,000
綾川浄水系上水管路事 維持修繕工	令和5年度	5,500
西部浄水系管路事 維持修繕工	令和5年度	4,500
東部浄水系管路事 維持修繕工	令和5年度	23,000
西部非常用発電設備更新工事 浄水	令和5年度	240,000
中部非常用発電設備更新工事 浄水	令和5年度	206,400
西部非常用発電設備更新工事 浄水系仁尾ポンプ場	令和5年度	90,000
東部非常用発電機更新工事 浄水場導水	令和5年度	450,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	3,896,500千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,241,342千円

(2) 交際費 325千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、123,093千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、187,640千円と定める。

## 令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水事業所数	40事業所
(2)	年間総給水量	20,153,000m <sup>3</sup>
(3)	1日平均給水量	55,214m <sup>3</sup>
(4)	主な建設改良事業	680,080千円
	経年施設更新整備事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		787,928千円
第1項 営業収益		753,753千円
第2項 営業外収益		34,175千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		733,960千円
第1項 営業費用		688,986千円
第2項 営業外費用		39,974千円
第3項 予備費		5,000千円



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額580,124千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入		315,750千円
第1項 企業債		300,000千円
第2項 補助金		15,750千円
	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		895,874千円
第1項 建設改良費		784,232千円
第2項 企業債償還金		42,357千円
第3項 他団体借入金償還金		68,285千円
第4項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
浄水施設等運転管理・ 維持管理業務委託	令和5年度 ～ 令和9年度	62,965
中部浄水場 中央監視制御設備修繕工事	令和5年度	9,240
中部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	2,000

綾川浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	1,500
中部浄水系上水管路 維持修繕工事	令和5年度	4,000
綾川浄水系上水管路 維持修繕工事	令和5年度	8,000
中部浄水場 非常用発電設備更新工事	令和5年度	33,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	300,000千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

110,276千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。